

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証の有無に関わらず、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。（R6 年 6 月 1 日より）

※初診時（月に1回限り）医療情報取得加算 1 点

※再診時（3ヶ月に1回に限り算定）医療情報取得加算 1 点

◎取得情報には「受診歴」「薬剤情報」「特定健診情報」やその他の診療情報が含まれます。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和 6 年 5 月

みどり病院

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

